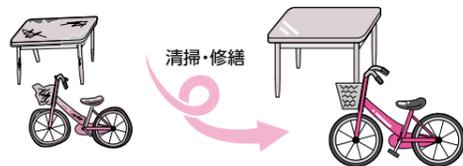




那須塩原クリーンセンターに持ち込まれた 再生品を安価で販売します

▶問い合わせ
那須塩原クリーンセンター
☎0287(68)1881



▶展示・申込期間 **2月6日(月)～17日(金)** 午前9時～午後5時
※土・日曜を除く。
▶展示場所 **那須塩原クリーンセンター 管理棟1階**

那須塩原クリーンセンターに持ち込まれたものの中からまだ使えるものを清掃・修繕し、安価で提供します。

- ▶対象 市民
- ▶主な販売品 自転車、家具など70品程度
- ▶販売価格 1品100円～3,000円程度
- ▶申込方法 展示期間中に申込用紙を記入し、提出
※1人2品までとし、申し込み多数の場合は抽選。
〈那須塩原クリーンセンターに直接来られない場合〉
平日のみ、申し込み先で再生品のカタログを用意し、申し込みを受け付けます。カタログは、市ホームページでも見られます
- ▶申し込み 那須塩原クリーンセンター、☒環境対策課、☒市民福祉課、☒総務福祉課、☒帯根出張所

特別申込日

2月19日(日)にいきいきふれあいセンターで開催される「消費生活と環境展(詳しくは次ページ)」で再生品のカタログを用意し、申し込みを受け付けます。

抽選会

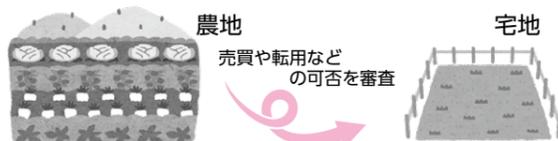
▶とき 2月22日(水)午前10時～
▶ところ 那須塩原クリーンセンター管理棟1階
※当選者にのみ、後日連絡します。

- ・代理受け付けはできません
- 注** ・現品をよく確認して申し込んでください。
- 意** ・後日のクレームや返品は受け付けません
- ・配送は行いません



農業委員と 農地利用最適化推進委員を募集

▶問い合わせ
農業委員会事務局 ☎0287(62)7185



法に基づき農地の売買、賃貸借、転用などを公正に審査する農業者の代表機関「農業委員会」。農業の担い手の確保・育成に向けた認定農業者の支援や、農地の有効利用に向けた農地の貸し借りの促進などに取り組んでいます。
昨年4月に農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、次の点が変わりました。

1 農業委員の選任方法の変更

- ・公選制を廃止し、候補者を推薦・応募する
- ・市長が市議会の同意を得て任命する



2 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、担当区域の農地利用の最適化を推進するため、現場で活動する「農地利用最適化推進委員」を新設する

農業委員の役割

総会での農地の貸借・売買の許可・決定の判断や農地転用許可への意見、遊休農地の所有者への意向調査など

農地利用最適化推進委員の役割

担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消、新規参入の促進、それらの活動に伴う現地調査など

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

- ▶募集期間 4月上旬～下旬(予定)
- ▶任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日
- ▶定数 農業委員：20人
農地利用最適化推進委員：44人
- ▶その他 推薦・応募などの詳細は、2月中旬に地域説明会を行います。説明会の日程は、市ホームページや回覧などでお知らせします。

確定申告の注意点

申告にはマイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年中の所得の申告書から、マイナンバーの記載と、次の書類の添付が必要になります。

■申告する人のマイナンバーカードを持っている人

マイナンバーカードの**表面と裏面のコピー**
※マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認が可能。

■申告する人のマイナンバーカードを持っていない人

- 次の番号確認書類と身元確認書類の**コピー**
- 番号確認書類(コピー)…通知カード、マイナンバーの記載がある住民票のどちらか
- 身元確認書類(コピー)…運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのいずれか

■扶養親族などのマイナンバー

申告する人のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、申告書にマイナンバーの記載が必要ですが、番号確認書類と身元確認書類の添付は不要です。

申告に必要なもの

■必ず持参するもの(共通)

- (1)印かん
- (2)本人名義の通帳や口座情報が分かるもの(所得税が還付になる場合に必要)
- (3)申告書(税務署から送付された人のみ)

■所得の内容が分かるもの

- (1)給与、公的年金所得
源泉徴収票の原本(コピーや写しは不可)
- (2)営業、農業、不動産所得
売上や経費が分かる帳簿、領収書、通帳、報酬の支払調書など
- (3)個人年金、保険金の所得
保険会社からの支払通知書
- (4)上場株式の譲渡所得
証券会社などで発行される特定口座年間取引報告書
- (5)公共事業に伴う土地・建物の譲渡所得
公共事業用資産の買取り等の申出証明書・買取り等の証明書

■所得控除の内容が分かるもの

- (1)医療費控除
医療費の領収書、高額療養費などの給付書類
- (2)保険料控除
各保険料・保険税などの領収書か支払証明書
- (3)障害者控除
障害者手帳、障害者控除対象認定書
- (4)寄附金控除
寄附金の領収書か証明書

■住宅借入金等特別控除(平成28年入居者)

住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、次の書類を持参してください。

- (1)登記事項証明書
- (2)売買契約書(工事請負契約書)の写し
- (3)住宅ローンの年末残高証明書
※土地についても、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、土地の(1)・(2)も必要です。
※住宅などの取得に当たり補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かる書類を持参してください。

【認定住宅の場合は次の書類も必要です】

- 住宅用家屋証明書の写しか認定長期優良住宅建築証明書・認定低炭素住宅建築証明書
- 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

給与所得、公的年金所得

- 2カ所以上から給与や年金をもらっている人は、全ての源泉徴収票が必要です
- 源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに再発行してもらってください
・給与の源泉徴収票…勤務先
・公的年金の源泉徴収票…年金事務所
※市役所では発行できません。
- 給与、年金以外の所得がある人で所得税の確定申告が必要ない場合でも、市県民税の申告が必要になります

【公的年金所得の確定申告】

- 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などの雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、還付申告する場合などを除き、所得税の確定申告をする必要はありません
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除など)を受ける人や年金以外の所得がある人は、市役所で市県民税の申告をしてください
※源泉徴収の対象にならない公的年金など(外国の制度に基づいて国外で支払われる年金など)を受給している人は、確定申告をする必要があります。